

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 借入申込みにかかる留意事項

勤務先の保育所等の長の推薦を受け、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にお申込みください。県社協は、申込内容を審査の上、貸付けの可否を決定します。

1 借入申込みについて

(1) 借入申込者の要件

借入申込者は、保育所等で児童の保護等（以下「対象業務」）に従事する本人とします。

和歌山県内に住民登録している、未就学児を持つ保育士で、以下のア及びイのいずれにも該当する方が対象です。

ア 未就学児を持ち、保育所等を利用しながら、以下に掲げる施設または事業（以下「保育所等」）に勤務する方

- | | |
|--|------------------------|
| 1) 保育所 | 2) 幼稚園（預かり保育を常時実施） |
| 3) 幼稚園（認定こども園への移行を予定） | 4) 幼保連携型認定こども園 |
| 5) 「4）」以外の認定こども園 | 6) 家庭的保育事業 |
| 7) 小規模保育事業 | 8) 居宅訪問型保育事業 |
| 9) 事業所内保育事業 | 10) 病児保育事業（県に届出を行ったもの） |
| 11) 一時預かり事業（県に届出を行ったもの） | 12) へき地等で特例保育を実施する施設 |
| 13) 認可外保育施設のうち、地方公共団体等における単独保育施策において保育を行っている施設 | |
| 14) 企業主導型保育事業 | |

イ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他子どもの預かり支援に関する事業）を利用する方

(2) 未成年者

ア 借入申込者が未成年者の場合は、借入申込みにあたり親権者の同意が必要となります。

イ 父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。

ウ 同意については、「親権者の同意欄」への親権者ご自身の署名捺印により確認します。

(3) 連帯保証人

ア 連帯保証人が1名必要です。借入申込者の就労継続を支援する熱意を有することを要件とします。

イ 借入申込者が未成年者の場合、法定代理人（親権者または未成年後見人）とします。

(4) 借入申込額

ア 年額123,000以内（子どもの預かり支援事業の利用料金の半額が上限。貸付期間は勤務期間中で2年間が上限）で必要な金額を申込みことができます。本制度は給付ではなく貸付であることを踏まえ、ご家族ともご相談の上、申し込んでください。

2 申込方法

(1) 必要書類を作成及び添付して、県社協に提出してください（勤務先の保育所等の長の推薦が必要です）。

(2) 借入申込書等を記入する際の注意点

ア 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

イ 借入申込書等に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんので、ご注意ください。

ウ 借入申込者や連帯保証人の「署名欄」及び親権者の「同意欄」は、必ず、それぞれ借入申込者、連帯保証人または親権者ご自身による署名押印をお願いします。

(3) 住民票

本人及び本人と生計を一にする世帯全員分記載で、省略事項のない全部事項証明を提出してください。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

なお、生計を一にする世帯とは次のとおりです。

- ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族
- イ 同一の住居に居住している家族

(4) 所得に関する証明書

連帯保証人の分（最新のもの）を提出してください。

所得に関する証明書とは、市町村発行の「所得証明書」とし、その「所得金額」を借入申込書の前年の所得欄に記入してください。

3 貸付決定

県社協は、提出された借入申込書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、貸付決定（または不承認）通知を、当該借入申込者に交付します。

4 貸付決定後の手続き

手続きは、以下のとおりです。詳細は、貸付決定を受けた方に、改めてご案内します。

(1) 借用書等の提出

借用書等、必要書類を県社協に提出していただきます。

(2) 貸付金の送金

原則として、6か月ごとに、それぞれ6か月分をまとめて最初の月に振込みます。

①初回は、借用書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。

②2回目は、借受人から就労状況を県社協に報告をいただいた上で、送金します。

5 返還免除

保育所等で、保育士として業務に2年（実従事360日）以上従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

<申込みから返還免除までの流れ>

